

平成18年度

生糸・絹製品に関する情報調査収集事業報告書

平成19年2月28日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

日本の絹マークの普及推進について

I 先染産産地におけるブランド表示等の実態調査

1 調査の目的

近年、海外からの生糸及び絹製品の輸入が増加し、わが国の伝統文化を担う蚕糸・絹業界はもとより、染加工業、流通業等も非常に厳しい状況におかれている。

こうした状況に対処し、国産絹製品の消費拡大を図るため当協会は、経済産業省及び農林水産省の指導のもと、関係業界の支援を得て国産の絹製品であることを表示するための「日本の絹」マークを平成14年に制定し、その普及推進を図ってきました。

しかしながら、白生地についてはほぼ100%日本の絹マークが表示されるようになったものの、白生地以外の織物については普及の進展が十分に見られないため、昨年、織物産地等の協力を得て日本の絹マークの普及状況について実態調査を実施した。

その結果、一部の産地を除いて普及が進展しない要因として一般の消費者に絹マークが十分に認知されていないこと、認知されているとしてもその意義が十分に理解されていないこと、先染製品等で絹マークの表示の方法、素材の見直し等多くの課題が提起された。

併せて、先染産地等の産地ブランドが既に確立していることから、産地の商標等と日本の絹マークが一体的に表示ができるように絹マークの素材、表示方法等について検討してもらいたい旨の意見等が寄せられた。

このため、先染製品産地を主体に産地のブランド表示の実態等について調査し、産地ブランドの表示と日本の絹マークの一体的な表示のあり方などについて検討を行い、その結果を基に先染製品への日本の絹マークの表示率を高め、一般消費者へのPRを推進するため本調査を実施した。

2 調査結果の概要

調査は先染産地組合を対象とし、次の12組合について実施した。その概要はつぎの通りである。

1 産地の商標等の表示の動向

(1) 調査対象産地組合名と商標等の名称

組 合 名	制定している 商標等の名称	組合員数 社(人)
米沢織物工業協同組合	「米沢織」	80

小千谷織物同業協同組合	「小千谷縮」「小千谷紬」「織マーク」	26
塩沢織物工業協同組合	「塩沢紬」「本塩沢」「夏塩沢」	11
西陣織工業組合	「西陣」「西陣織」（登録済） 「西陣爪搔本綴織」「西陣御召」	600
桐生織物協同組合	「桐生織」	165
十日町織物工業協同組合	現在使用されていない	28
伊勢崎織物工業組合	「いせさき銘仙」「伊勢崎緋」	12
本場結城紬卸商協同組合	「本場結城紬」	
博多織工業組合	「本場筑前博多織」	47
本場大島紬織物協同組合	「旗印」	92
本場奄美大島紬協同組合	「地球印大島紬」	175
久米島紬事業協同組合	「久米島紬」	

(2) 商標等の制定の目的、表示の内容等

①先染織物産地組合は、組合と組合員の信用、商標等の名声を高め、組合と産地の活性化、組合員企業の繁栄を図るとともに、品質の確保、消費者の便宜に供することを目的として商標等を制定し、製品に添付している。

②製品に貼付する商標証紙類の表示内容は、登録商標、商標登録番号、商標発行者名、組合名、組合所在地、電話番号、商標マーク、製品名、素材名、特殊な使用素材名、検査合格証、品質保証（素材、織物の長さ、織り幅）、生産者名、織元名等多くの項目にわたっている。

③登録商標、品質保証、検査合格証等の証紙を別にして一枚の証紙の大きさを小型にしたもの、同一の用紙に複数の商標等を印刷したものがある。商標証紙のマーク、活字等の色を変えることによって素材等の違いを分かり易くしたもの、商標証紙の地模様を写真にして印象を強調したものなどがある。製品名の表示文字は、印象を強くするため手書風のことが多い。

④伝統的工芸品証紙を別に貼付する産地が多いが、登録商標と同じ用紙に並列して貼付している産地もみられる。

⑤商標等の印刷色相、色数は、黒1色から6色まで使用されているが2色程度のものが多い。博多織工業組合では、製品別に証紙の印刷色を変えて4種類作られており、製品の使用素材の種類がわかるようになっている。証紙の地に伊勢崎織物工業組合は写真を用いている。大部分の組合の証紙に登録商標の図柄が入っている。

⑥登録商標の管理状況についてみると、登録商標等の管理規程の有無については、「有る」が4組合、「伝統的工芸品の規定に準ずるもの」が1組合、「無し」が1組合、「制定検討中」が1組合となっている。商標等管理委員会の設置の有無については、登録商標等の管理規程が有るもののうち1組合を除いて3組合が設置している。

(3) 先染産地組合登録商標の表示対象, 表示の要件等

項目	登録商標の表示対象, 表示の要件等	(参考) 日本の絹マーク
発行者	全てが産地組合	社団法人日本絹業協会 平成14年
添付開始年	明治20年(本場結城紬卸商協同組合) ～平成15年(桐生織物協同組合)	白生地、反物、仮絵羽、帯、 裏地、和装小物、洋装品 日本絹業協会の使用許諾
添付製品	紬、縮、帯、着尺、和服、緋、銘仙、 ネクタイ、金襴、カバン類、袋物	日本で織り、染め、(製品 にしたもの)
表示要件	規程、検査基準に合格したもの	付加表示もできる 縦横の比率、色を規定 2色
表示内容	登録商標、組合名、所在地、電話番号、 素材、反物寸法、生産者名、検査機関 名等	シール上質洋紙、タグ白 洋紙 日本の絹マーク商標使用基 準 (当面无料)
大きさ	6×3cm～16.9×5.9cm	
色数	1～6色	
紙質	和紙、洋紙	
複数表示	登録商標と検査合格証 登録商標と伝統的工芸品商標	
商標の管理規程 等	管理規程あり 6 不正使用制裁規定あり 5	
商標使用料	全て有料 4～300円/枚	

2 先染産地の日本の絹マーク表示の取り組み状況

今回の調査組合数12のうち日本の絹マークの登録商標使用許可組合は米沢、小千谷、塩沢、西陣、桐生、十日町の6組合である。これらの組合の日本の絹マークの表示についての取り組み状況は次のとおりである。

(1) 日本の絹マークを貼付している製品名

組 合 名	日本の絹マーク使用許諾を得ている組合の製品名
米沢織物工業協同組合	先染反物、帯
小千谷織物同業協同組合	先染反物、帯
塩沢織物工業協同組合	先染反物、帯
西陣織工業組合	先染反物、帯、ネクタイ、金襴、グッズ類
桐生織物協同組合	白生地、先染反物、後染反物、帯、ショール
十日町織物工業協同組合	白生地、先染反物、後染反物、帯
伊勢崎織物工業組合	なし
本場結城紬織物協同組合	なし
博多織工業組合	なし
本場大島紬織物協同組合	なし
本場奄美大島紬協同組合	なし
久米島紬事業協同組合	なし

(2) 日本の絹マーク使用許諾を得ている組合の絹マーク表示の状況

日本の絹マークの登録商標使用許可組合は米沢、小千谷、塩沢、西陣、桐生、十日町の6組合である。その中で、西陣は、組合として絹マークの表示に積極的に取り組んでいるため表示している組合員数、表示数量ともに増えている。米沢、桐生は表示している組合員数、表示数量ともに増えてはいない。塩沢、小千谷は、流通からの要望がないなどの理由から現在日本絹マークを使用していない。

(3) 日本の絹マークの普及が進展しない理由

各産地から日本の絹マークの普及が進展しない理由として次のような理由があげられている。

- 流通から貼付の希望がない
- マークの色を再検討いただきたい。
- 和装用、ファッション用、インテリアに区分して型などを再検討いただきたい。
- 伝統的工芸品、国の無形文化財の指定を受けている。
- 貼付する証紙等（証紙、品質表示、PL法など）の数が多く、製品によっては貼るスペースがない。
- 組合員が貼付する必要性を感じていない。
- 産地の商標が確立しているので現状通りとする。

(4) 日本の絹マークに対する要望、意見

- 全国産地に依頼し、機関紙、刊行物、パンフレットなどで PR する。
- 各産地が行う各種イベントで PR することを依頼する。
- 各産地が新聞、雑誌、TV 等で宣伝を行う場合リンクして PR する事を依頼する。
- 協会は新聞、雑誌、TV 等で積極的なパブリシティを展開していただきたい。
- 組合の証紙か品質表示に印刷（又は貼付）できるように小型化して頂きたい。

II 絹マークの普及推進についての取り組み

先染め産地のブランド表示の実態、絹マークの普及の実態と絹マークに対する要望等を考量しながら、今年度は、先染め産地を重点に絹マークの普及に取り組んできた。

1 絹マーク商標使用基準等の改訂

先染産地では、製品に貼付する証紙等（商標証紙、品質表示等）の数が多く、製品によっては貼るスペースがないため、証紙等に絹マークを印刷できるように等の要望に応え、絹マーク商標使用基準等の改訂を行った。

2 先染産地に対する重点的な絹マークの普及推進の展開

今年は、特に先染産地を重点に絹マークの普及推進活動を展開した。その結果本場大島紬織物協同組合、本場奄美大島紬協同組合が新たに組合の製品に絹マークを表示することとなった。また、十日町織物工業協同組合も新たに組合員が絹マークを表示するようになるなど進展がみられた。

なお、久米島紬事業協同組合も絹マークの表示について検討を行っている。

先染産地商標等調査報告書

Ⅲ 調査内容

(I) 調査産地の概要

1. 米沢織

米沢地方の織物の歴史は古く、置賜地方では和銅年間（8世紀初期）から養蚕が盛んに行われ、絹織物も作られていたと伝えられている。18世紀に入って困窮した米沢藩の財政再建のため藩主上杉鷹山公が養蚕、製糸、絹織物の振興に取り組み、この地方の主力産業としての基盤が築かれた。江戸時代末期には緋織り、撚糸、染色等の技巧をこらした置賜紬の染織技術が確立し、この技法はそのまま今日に受け継がれており、紬製品のほか、洋装用生地まで幅を拡げている。置賜紬は昭和51年に伝統工芸品の指定を受けている。

米沢草木染紬（草木紬、紅花染紬）は、経、緯とも紅花、紫根などの植物染料で手括りまたは手摺り込みによって染色し、手機を用いて手投杼または引杼で織り上げたもので、やさしい色合いの縞、格子、緋などがある。

長井紬（緯総緋、併用緋）の緯総緋は緯糸だけを手括りまたは手摺り込み、型紙捺染によって緋染めを行い、柄を合わせながら手織りしたもの。併用緋は経、緯ともに緋染めした糸を使ったもので、ともに素朴な紬緋が持ち味となっている。

白鷹紬（米琉板締緋、白鷹板締小緋）の米琉板締緋は板締めで染めた緋糸を経、緯に用い、手織機で織った琉球紬風の織物。白鷹板締小緋は地糸に追撚を掛け、湯もみでシボを出す。精緻な緋模様と風合いに特徴がある。

2. 小千谷紬

新潟県小千谷地方に胡散が普及したのは江戸時代中期であるが、延宝年間（17世紀）には紬織物が織られ始め、江戸時代後期には上州や京都から生糸商人が商談に訪れるほど発展していた。この絹織物は、新しい感覚のなかからも古典美を生かした味わいのある民芸調絹織物で絹独特の光沢と手触りの良さに加えて着べりのしない実用性も備えた和装着尺で、軽くて暖かく、丈夫な小千谷紬の着物は気軽な外出着や家庭内でのおしゃれ着としてのほか、寝装品やインテリア用品など日常生活の中で愛好されている。小千谷紬は昭和50年に伝統的工芸品の指定を受けている。

小千谷織は真綿の手つむぎ糸または玉糸を用いた先染め糸の平織り織物で、経糸、緯糸とも撚糸、精練を施した後、緋図案に従って作られた緋定規に基づいて植物染料を使った緋染色、化学染料を使った摺り込み捺染などを行って緋糸を作る。箆さし、経巻き、綜紬通しをした経糸を高機に掛け、緯糸を杼に入れて緋糸の緋と耳印を手作業により1本1本丹念に柄合わせ、耳合わせをしながら織り込んで緋模様を織り出している。

3. 塩沢紬、本塩沢

新潟県塩沢地方の織物の歴史は古い。この地方ではほぼ1,200年前の奈良時代に織られた麻布が奈良の正倉院の宝物として保存されていることから、古くからの高級織物とし

て有名であったことが伺える。この麻織物が現在の「越後上布」で昭和30年に国の無形文化財に指定されている。「越後上布」の技術を受け継いで作られた絹織物が塩沢紬と本塩沢である。明治以降は、越後上布に代わって塩沢紬と本塩沢などの絹織物の生産が増大し、戦中、戦後の一時期減退したものの間もなく復活し、「緋織り」の塩沢紬が昭和50年2月に、「絹縮み」の本塩沢が昭和51年12月に国の伝統的工芸品の指定を受けている。

塩沢紬は、生糸、玉糸の緋糸を経糸に、真綿つむぎ糸または生糸の緋糸を緯糸とする先練りの平織り緋織物で、緋糸の染色は「手括り」または「手摺り込み」、「型紙捺染」等による。織機には高機または緋織機を使い、緯糸を手投げ杼により、手作業で柄合わせをしながら織り上げる。

本塩沢は、使用する糸は経、緯ともに生糸で、緯糸には強い撚りを掛けるほかは塩沢紬とほぼ同様の技法によって緋染めをして織り上げ、最後に「湯もみ」をしてシボを出している。

4. 西陣織

京都盆地が日本歴史の舞台に登場した5, 6世紀の頃、大陸から帰化した秦氏の一族が山城の地（現在の京都）を開拓し、大陸の文化を伝えて織物を始めた。平安遷都後、宮廷の織物を掌る役所の織部司は官営の織物工場を設け高級な綾絹・錦などを織り出した。このようにこの地では初めから高級絹織物を作る使命を持っていた。織部司の制度は平安末期には廃絶同様になったが鎌倉時代には「大舎人の綾」、「大宮の絹」として認められるほど民営の機業が発展し、応仁の乱後（1477）に現在の西陣産地が成立した。さらに、桃山時代には豊臣秀吉の庇護のもとに大機業地に発展し、わが国の織物業の中心地として独占的な地位を占めてきた。

その後産地の発展や江戸幕府の成立、東京遷都等の影響を受けるなどして盛衰を繰り返してきたが、明治維新後は京都府の勸業策によって近代化を進め、国内有数の機業地として再生して今日に至っている。西陣各製品は昭和51年に伝統的工芸品の指定を受けている。

西陣織の生産工程は完全な分業システムによって成り立っており、各工程を熟練した技能を持つ専門職人が分担して生産が進められている。製法、技法は織物の品種によって異なるが共通する部分は次の通りである。

原糸は生糸もしくは玉糸の先練、先染め糸で、品種により真綿つむぎ糸も使用する。工程は大別してデザイン、色、織組織を決め、紋紙を作る企画・製紋工程、これに基づいて織物に必要な原糸の撚糸や精練・染色を行い、経糸・緯糸を準備する原糸の加工工程、織物の品種と目的に合わせた織機、綜統、箆、杼などを整え、糸の繰り返し、整経、機仕掛けなどを行う機織準備工程、手織機、ジャカード機などによる製織工程など、細分化するとおよそ20の工程からなり、お召しやネクタイ地などはさらに湯通し、蒸しなどの仕上げ工程を経て製品化されている。

西陣の平成17年の帯の生産数量は692千本で、袋帯が553千本で最も多く80%を占め、次いでなごや帯が63千本で9%、袋なごや帯が4%となっている。帯の生産数

量は最近の5年間で45%減少しているが袋帯の減少率は39%となっている。

5. 桐生織

桐生の織物起源伝説として、1,300余年前、朝廷につかえる白滝姫がこの土地の出身者と結婚して仁田山の郷に移り住み、養蚕や機織の技術を教えたのが始まりとする話が伝わっている。新田義貞の旗揚げや、徳川家康が関が原の合戦に桐生の白絹の旗を用いたことなどから、桐生の織物は全国にその名を高めてきた。文化文政期には金襴緞子や糸錦などの高級絹織物が織られようになり、この技術・技法が今日の桐生織に引き継がれている。桐生織の主なものにお召織、緞織、緯錦織、経錦織、通風織、浮立織、経緋紋織など多品種の製品があり、いずれも古くからの伝統技法を生かした先染絹織物で、主として着物や帯など和装分野で愛用されている。これらの製品は、昭和52年に伝統的工芸品の指定を受けている。

生糸、玉糸、真綿つむぎ糸等の先練糸をジャカード機で織った紋織物で、織組織を変えることにより多種類の織物が作られる。

お召織は、先練または先染めの原料糸に強い撚りを掛けることにより、布面にシボを出し独特の風合いを醸し出した平織り、綾織り、朱子織りまたはこれらの変化織りなどの桐生織の代表的な着物地である。

緞織りは、経糸同士をからませる特殊な織り技法を用いることによって風通しのよい布地を織り出す。紗、絹などの夏衣料として使われる。

緯錦織は、緯糸で紋様を織出したもので、紋様は何種類かの染め糸の糸目を組み替えて表現する。主に帯地に使われている。

経錦織は、経、緯ともに複数の染め糸を使い経糸で紋様を織り出したもので、帯地が主な用途である。

通風織は、織物の表裏が転換するように2色以上の経糸、緯糸を用いて経・緯二重織りとしたものである。

浮立織は、緯糸での止めを入れないことにより、その部分を浮かせて紋様を織り出したもので帯地に使われる。

6. 十日町緋

千年以上もの織物の歴史をもつ十日町は古くから麻織物が作られており、雪にさらして作られた繊細な美しさをもつ縮布は鎌倉・室町時代には将軍家や公家たちに珍重された。この伝統を生かして江戸時代には他の雪国にさきがけて絹織物の生産が始まり、今日の紬緋の基が築かれた。現在の十日町では染物業が盛んで高級絹織物として認識されるようになった。十日町緋は日常着に止まらず、観劇や茶の湯などの席にも使われるようになり、色や柄にも多種多様なものが開発されて、洗練された上品な着物地が生産されている。十日町緋は昭和57年に伝統的工芸品の指定を受けている。

十日町緋は、生糸、玉糸の先練糸を用いる。ボビンまたは枠に巻き取った糸から経緋、緯緋に必要な本数、長さに整経した後、図案に基づいて作られた緋定規に従って墨付けし、

目色櫛込みを行ってから蒸して色を定着する。次いで目色櫛込みされた部分を染まらないように綿糸で固く縛って地糸とともに染色する。この糸に糊付けをして経糸は機巻き、箆通し、綜統通しを、緯糸は大起し、小起しをして高機または絣専用機で絣を合わせながら織り上げ、できた織物は整理仕上げを行って製品となる。

十日町紬・絣の平成17年生産数量は、38,051反でこの5年間では7%減少しており、産地全体の同期の生産数量の減少率24%と比較すると減少率は少ない。十日町産地の平成17年の織物全生産数量は、104,701反で、このうち紬・絣は36%を占め、次いで振袖の27%、訪問着の16%、付下げの9%となっている。

7. 伊勢崎織物

群馬の絹織物の歴史は遠く天平時代（8世紀中期）に遡り、この頃から貢納が行われていたことが古文書で伝えられている。この地方は桑の栽培に適していたこともあって養蚕が普及し、各地に太糸や生糸・つむぎ糸を使った特徴のある絹織物の産地が形成された。赤城山南麓一体の伊勢崎地方でも享保年間に「伊勢崎太織」が生産されて以来、地機による手織の技法に改良が加えられて独特の手織絣に発展し、明治以降昭和中期まで「伊勢崎銘仙」として全国に知られてきた。このような古くからの伝統技法はそのまま引き継がれて現在の「伊勢崎絣」に生かされている。

日常着としての太織・銘仙の伝統を受け継ぎ、日本独自の美意識の中で洗練されてきた伊勢崎絣には、手括り絣、板締め絣、併用絣、緯總絣、解し模様等様々な染法・技法による色・柄とも単純な絣柄から精緻を極めた絣模様まで多くのバリエーションがあり、落ち着いた柄と着込めば着込むほど味の出る風合いがあり、昭和50年に国から伝統的工芸品の指定を受けている。

このような伊勢崎絣に代表される伊勢崎織物は、日本独自の美意識「粹」で着込めば着込むほど味の出る風合いがあり、日常着のみならずフォーマルな席にも使われる高級織物として広く評価されている。

伊勢崎絣は、生糸、玉糸を精練した糸または真綿のつむぎ糸、絹紡糸などの先染め糸を原料としている。糸の染色は珍絣、解模様、緯双絣、併用絣などの品種によって異なるがいずれも手括り、板締め、型紙捺染などの技法によって絣染めを施した糸を経糸及び緯糸または緯糸に使い、手織機で絣糸の絣あわせを手作業で行いながら織り上げる。

8. 本場結城紬

常陸の国（現茨城県）は桑作りに適し古くから養蚕が行われてきた。崇神天皇の時代（紀元1世紀）に美濃の国から多屋命が久慈郡に移り住んで織物を始めた。はじめは「あしぎぬ」と呼ばれる太糸の粗い織物だったが、これが現在の結城地方に伝わり結城紬の基となったといわれている。「あしぎぬ」は常陸の国の特産品として時代につれて改良されるとともに様々な名を変え、室町時代には「常陸紬」として室町幕府・鎌倉管領に献上されて全国的に著名な物産となった。江戸時代にはこの地を治めた伊奈備前守忠次が振興と改良に努め、縞や絣の織物は「結城縞紬」の名で知られて当時の「和漢三才図絵」にも最上品

の紬と紹介されている。明治時代は縞模様や簡単な経緯緋だったが、大正時代には緯糸緋が流行した。昭和に入って亀甲などの小緋を駆使した細工緋が考案され、緋柄も多様化して今日に至っている。

この製法・技法は昭和31年に伝統的工芸品の指定を受けている。

結城紬は2,000年に及ぶ長い歴史の中で多くの先人達の創意工夫によって培われてきた真綿から手つむぎ、緋括り、地機織りなどの技術・技法によって作られるもので、ほとんどがオシャレ着や普段着としての着物のほか、帯にも愛用されている。

結城紬で使用する糸はすべて真綿から手をつむいだもので、管巻き、糸あげ、機延べなどの工程を経て、10数本の糸を引き揃え、図案にしたがって緋となる部分に染料がしみ込まないよう綿糸で縛って「緋括り」を行い、「たたき込み」という独特の方法で染色する。この糸に毛羽立ちを抑えるため「糊付け」をしてから「箆通し」をして地機に掛け、緯糸を手投げ杼で一本一本柄を合わせながら打ち込んで織り上げる。最後に「湯通し」をして糊を抜き柔らかな風合いを出して仕上げる。

9. 博多織

博多織の基は博多の商人満田弥三右衛門によって鎌倉時代の1241年にもたらされた。満田弥三右衛門は博多の承天寺を開いた聖一国師とともに宋の国に渡り、織物の製法を習得してきた。織物技術は家伝として工夫・改良が加えられ、製品は初め博多唐織と呼ばれていたが、その後長い年月を経て現在の博多織となった。

博多織は大別して平地織物と紋織物の2種がある。平地織物は博多献上帯の柄に代表されるように、主に経糸を浮かして柄を表現したものである。帯は身体の横方向に巻いて使用するので、細かい経糸を密に織った博多織の帯は締め心地が良く、着崩れしない特徴を持っている。また、紋織物は経糸を基本とし、緯糸で柄を表現したもので、経糸・緯糸の色が微妙に組み合わさって独特な色彩の帯に仕上がっている。

このような博多織の特徴を生かして、近年はネクタイやバッグ、財布・名刺入れなどの洋品小物類の分野にも用途を広げている。博多織は昭和51年に伝統的工芸品の指定を受けている。

博多織の原糸は生糸の先染め、先練り糸と金糸、銀糸または漆糸で、ジャカード機またはドビー機で織り上げる。「献上」と「変わり献上」は平織りの変化織による紋織物で、紋は「浮きたて」によって現す。「平博多」は経畝織の無地織物とする。「間道」は平織りの変化織りまたは綾織り、朱子織りもしくはそれらの変化織りの縞織物とする。「総浮」は経の重ね織りとし、紋は「浮けたて」によって表す。「重ね織」は経糸・緯糸で表す。

帯の生産数量の動向を平成12年を基準にして最近の5年間について見ると、平成17年には四寸単帯吉弥帯、男帯（紋、平）、平地小袋帯と平地八寸名古屋帯等はこの5年間で5%の生産減、紋袋帯等は7%の生産減となっている。八寸名古屋帯は27%の生産減となっている。製品別に平成17年の生産数量をみると平地小袋帯が75,850本で最も多く生産数量の40%を占めている。次いで四寸単帯吉弥帯は35,865本で19%、男帯（紋、平）は30,510本で16%、八寸名古屋帯は21,141本で11%となっている。全体の生産数量は、この5年間では約10%の減となっているが、他産地

と比べると健闘しているといえる。

10. 本場大島紬

本場大島紬は、1,300年に及ぶ長い歴史の中で培われてきた伝統技法をもとに、島に自生する植物の染料や鉄分の多い土壌を利用し、数々の工程を経て作られた手織の先練り平織物で世界に類を見ない絣織りの至宝といわれている。

染めの種類では、テーチ木泥染めの泥大島をはじめ、藍染め糸を絣むしろにしてテーチ木泥染めした泥藍大島、草木の染料で染めた草木泥染大島、化学染料で色絣模様にした色大島、白の地糸に色糸で絣模様を表した白大島などがある。いずれもすっきりとした緻密な絣模様の美しさと渋い風格をもつもので、柄の種類の主なものとしては、女物に龍郷柄、割り込み柄などが、男物として亀甲柄、西郷柄、有馬柄などがあり、高級なオシャレ着、普段着などのほか、女物では付け下げまで幅広い和装分野で愛用されている。

本場大島紬の製法・技法は、生糸を原料とし、製織前に地糸と絣糸の精練・染色を行う。絣糸は糊付けした糸を締め機に掛け、図案に基づいて絣締め加工を施し、泥大島の場合は、テーチ木染めを20回繰り返して赤褐色に染めてから泥染めを行う工程を3～4回反復して大島特有の渋い黒色に染める。他の色の場合もほぼ同様の技法によって染色し、整経・糸繰り・糊付けから綾拾い・柄合わせに至る28工程の準備加工を施してから高機に掛け、絣調整をしながら手織りで織り上げる。

11. 本場奄美大島紬

奄美大島の養蚕の歴史は古く奈良時代（8世紀）に遡り、奈良東大寺や正倉院に「南国から褐色紬が献上された」との記録がある。この褐色紬は、島に自生するテーチ木（車輪梅）などの植物染料で染めたもので、現在のテーチ木泥染めの源流をなすものと推測されている。また、紬の絣模様はインドに発祥したイカット（絣織り）が南方諸島を経て伝播したものである。明治30年頃から、織機が地機から高機に変わって生産が拡大するとともに奄美の諸島にも広まってこの地方の主要産業となった。明治末期には締め機による締め絣法が開発され、絣が繊細で鮮やかな泥染め大島紬の生産が可能となった。大正後期からは原糸が練り玉糸から生糸に変わり生産性は一層向上するとともに、色大島紬、泥藍大島紬等が加わり多様化している。戦前は奄美大島に限られていたが戦後は鹿児島においても生産されるようになった。この本場大島紬は昭和50年に伝統的工芸品の指定を受けている。

12. 久米島紬

琉球国（現沖縄県）には古くから中国との交易によって養蚕や製糸、絹織物の製造技術も伝わったと考えられている。久米島に養蚕が伝わったという記録は15世紀に入ってからのもので、1632年には八丈紬の技法が伝えられ、それ以前からあった綿子（真綿）からの手紡ぎによるつむぎ糸を用いた織物の技術ができあがったのが久米島紬の始まりと

考えられている。

この織物は貢柄布として地租の代わりに琉球王朝に上納されていたが18世紀には江戸にも伝わり「琉球紬」として珍重された。明治維新後、生産は一時停滞したが、明治末期から振興策がとられ、内地から原料の真綿を取り寄せるなどして、大正10年代には久米島紬の生産は飛躍的に拡大し、全国各地の幅広い階層の人に高級織物として愛用されるようになった。古くからの技法はそのまま今日に受け継がれており、昭和50年には久米島紬が伝統的工芸品の指定を、昭和52年にはその製法が沖縄県指定重要無形文化財の指定を受けて、技術の伝承保存と技術者の養成に力を注いでいる。

伝統的な技法で紡いだつむぎ糸と座繰りによる生糸を用いるとともに、その糸には草木染めや泥染めの染色を施すなど古くからの伝統技法にこだわって作られた縞模様の製品には、手作りならではの暖かみがあり、丈夫で着心地が良いと評価されており、男女着物のほかテーブルセンター、ネクタイ、名刺入れなど広い分野で使われている。

(II) 調査の結果

1 組合員数及び登録組合員の商標等の貼付組合員数

産地組合の組合員数は、最も少ない塩沢産地の11人から最も大きい西陣織工業組合の600人まであり、平均的にはほぼ140人となっている。

商標等の貼付組合員数は、組合員数と同数か組合員数よりやや少ない数となっている。

組 合 名	組合員数 人	商標等の貼付組合員数 人
米沢織物工業協同組合		
小千谷織物同業協同組合	26	21
塩沢織物工業協同組合	11	11
西陣織工業組合	600	570
桐生織物協同組合	165	—
十日町織物工業協同組合		—
伊勢崎織物工業組合	28	28
本場結城紬卸商協同組合	12	12
博多織工業組合	47	47
本場大島紬織物協同組合	92	72
本場奄美大島紬協同組合	175	—
久米島紬事業協同組合		

2 商標等

登録商標等の名称は、産地名に縮、銘仙、緋、紬などの織物の製品名をつけたものとなっている。登録商標から産地の製品のイメージが湧くような感じのするものを制定しているものが多い。十日町織物工業協同組合は、個性的な企業が多く、組合員の製品の種類が多いこと、品質差が大きいこと等から産地組合としての商標は制定していない。また、現在は制定することは考えていない。

(1) 商標等の名称

組 合 名	商標等の名称
米沢織物工業協同組合	

小千谷織物同業協同組合	「小千谷縮」「小千谷紬」「織マーク」
塩沢織物工業協同組合	「塩沢紬」「本塩沢」「夏塩沢」
西陣織工業組合	「西陣」「西陣織」（登録済） 「西陣爪搔本綴織」「西陣御召」「西陣金欄」（地域商法に基づく申請中）
桐生織物協同組合	「桐生織」
十日町織物工業協同組合	産地組合としての商標は制定していない。個別に生産者ブランドで対応している。
伊勢崎織物工業組合	「いせさき銘仙」「伊勢崎絰」
本場結城紬卸商協同組合	「本場結城紬」
博多織工業組合	「本場筑前博多織」
本場大島紬織物協同組合	「旗印」
本場奄美大島紬協同組合	「地球印大島紬」
久米島紬事業協同組合	

(2) 商標等の発行者

商標等を制定している産地では商標等はすべて産地組合が制定し、組合が発行者となっている。

組 合 名	商標等の発行者
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	小千谷織物同業協同組合
塩沢織物工業協同組合	塩沢織物工業協同組合
西陣織工業組合	西陣織工業組合
桐生織物協同組合	桐生織物協同組合
十日町織物工業協同組合	該当なし
伊勢崎織物工業組合	伊勢崎織物協同組合 伊勢崎織物工業組合
本場結城紬卸商協同組合	本場結城紬卸商協同組合
博多織工業組合	組合員、博多織工業組合
本場大島紬織物協同組合	本場大島紬織物協同組合
本場奄美大島紬協同組合	本場奄美大島紬協同組合
久米島紬事業協同組合	

(3) 商標等の貼付開始年月

商標等の貼付開始年月は、本場大島紬織物協同組合の大正5年が最も早い時期に開始している。多くの産地では昭和28年からが多い。最も遅いところは桐生織物協同組合の平成15年となっている。

組 合 名	商標等の貼付開始年月
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	—
塩沢織物工業協同組合	昭和28年
西陣織工業組合	昭和34年7月「西陣織メガネ型品質表示証紙」 昭和45年12月「西陣」「西陣織」
桐生織物協同組合	平成15年1月24日
十日町織物工業協同組合	—
伊勢崎織物工業組合	昭和43年9月 昭和50年5月
本場結城紬卸商協同組合	明治20年
博多織工業組合	昭和30年5月
本場大島紬織物協同組合	商標 大正5年4月 泥証紙 昭和62年 植物証紙 昭和62年

本場奄美大島紬協同組合	昭和32年8月19日
久米島紬事業協同組合	

(4) 商標等貼付製品名

商標等貼付製品は、産地組合の代表的な製品に貼付されているが、西陣と桐生の産地は、貼付製品の種類が和装品のほかネクタイ、鞆類、袋物等まで多くなっている。

組 合 名	商標等貼付製品
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	小千谷縮、小千谷紬
塩沢織物工業協同組合	塩沢紬、本塩沢、夏塩沢
西陣織工業組合	帯地、着尺、金襴、ネクタイ、グッズ類
桐生織物協同組合	織物、和服、かばん類、袋物
十日町織物工業協同組合	—
伊勢崎織物工業組合	伊勢崎銘仙、伊勢崎緋
本場結城紬卸商協同組合	本場結城紬
博多織工業組合	博多織と称する全製品

本場大島紬織物協同組合	本場大島紬、羽織、着物、帯
本場奄美大島紬協同組合	本場奄美大島紬
久米島紬事業協同組合	

(5) 商標等表示要件

商標等表示要件は、素材関係では「絹100%」、特殊な使用素材（金属糸使用）を表示したもの、検査関係では検査を実施した組合名または検査機関名、仕上幅、長さ、染色堅牢度など、生産加工関係では規定の織機を使用したこと等がある。

組 合 名	商標等表示要件
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	(検査関係) 伝統工芸品のみ検査基準により検査
塩沢織物工業協同組合	(素材関係) 絹100% (検査関係) 伝統工芸品の検査基準に準ずる。
西陣織工業組合	(素材関係) 絹100%、金属糸使用 (生産加工関係) 先染紋織物の承認機で織ったもの (検査機関名) 組合、京都市繊維技術研究所
桐生織物協同組合	特になし(伝統的工芸品は(生産加工関係)製品毎の技法、技術、組織、織度、密度等(検査項目)仕上幅、長さ、染色堅牢度等を規定)
十日町織物工業協同組合	—

伊勢崎織物工業組合	(素材関係) 絹 100%
本場結城紬卸商協同組合	(素材関係) 絹(手つむぎ糸) 100% (検査関係) 本場結城紬検査協同組合
博多織工業組合	(素材関係) 絹 100%、絹 100%金属糸使用 (組合員の自主申告制)
本場大島紬織物協同組合	(素材関係) 絹 100% (生産加工関係) 「織り方」 平織り 「染め方」 泥染め、泥藍染め、植物染め、化学染料染め、正藍染め (検査関係) 組合の検査規程に基づき組合員が組合に持ち込む大島紬の全反について検査官(組合職員)が1反ごとに品質検査、検査項目は26項目
本場奄美大島紬協同組合	(素材関係) 絹 100% (生産加工関係) 先染手織、平織、締機で手作業により(経、緯)の拵加工、手織で(経、緯)拵を拵合わせして織り上げたもの、古代染色純泥染、古代染色純植物染 (検査関係) 組合の検査規程に基づき1反の長さ、1疋の長さ、1反の重さ、女物の幅、男物の幅等
久米島紬事業協同組合	

(6) 商標等の貼付者

商標等の貼付者は、「組合員が貼付する」ところが3組合(うち1組合は伝統工芸品伝統証紙は組合職員)、商標等の発行者である「組合が貼付する」ところが4組合となっている。

組 合 名	商標等の貼付者
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	組合員

塩沢織物工業協同組合	伝統工芸品伝統証紙は組合職員（検査員） これ以外の証紙は組合員
西陣織工業組合	組合員
桐生織物協同組合	伝統工芸品伝統証紙は申請者
十日町織物工業協同組合	—
伊勢崎織物工業組合	伊勢崎織物協同組合 伊勢崎織物工業組合
本場結城紬卸商協同組合	本場結城紬卸商協同組合
黄八丈織物協同組合	—
長野県織物工業組合	
博多織工業組合	組合
本場大島紬織物協同組合	組合の検査官（組合職員）
本場奄美大島紬協同組合	本場奄美大島紬協同組合
久米島紬事業協同組合	

(7) 商標等の表示内容、大きさなど

ア 商標等の表示内容

商標等の表示内容は、証紙の発行者名、製品名、国産（日本製）、組合などによる検査済証、品質（絹100%）、電話番号、生産者名、織元名、織物の長さ、織幅、商標登録番号、染色方法、特殊な使用素材等貼付商品に関する多くの情報が表示されている。

組 合 名	商標等の表示内容
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	①小千谷織物之証、登録商標、組合名、電話番号、絹100%、長さm、製造元名 ②小千谷縮、組合名、所在地、伝統的工芸品出願番号、 ③検定合格証、登録番号、組合名紋紗部会 ④小千谷特産、登録商標、組合証
塩沢織物工業協同組合	①塩沢紬証紙、製品名、商標登録番号、組合所在地、組合名、伝統的工芸品証紙、純絹、登録商標、生産者名、寸法（長さm）、商品説明書、生産者製作番号 ②本塩沢、製品名、商標登録番号、組合所在地、組合名、伝統的工芸品証紙、純絹、登録商標、生産者名、寸法（長さm）、使用緯糸名称、商品説明書、生産者製作番号
西陣織工業組合	①西陣織証紙、工業組合名、手織、日本製、検査の証 ②めがね型証紙、商標証紙、袋帯等、正絹、工業組合名、電話番号、絹100%、金属糸使用 ③正絹着尺用証紙、工業組合名、絹100%、長さ（m）、電話番号、生産者番号 ④4ネクタイ用タグ（一般用）、西陣、工業組合名（表面）、NISHIJIN（裏面） ⑤商標権表示証紙は1号から22号まで制定
桐生織物協同組合	桐生織証紙、伝統的工芸品、桐生織、組合名、産地マーク
十日町織物工業協同組合	—
伊勢崎織物工業組合	①伊勢崎絰証紙 通商産業大臣指定伝統的工芸品、工業組

	合名、 商標登録番号、品質表示（絹100%） ②いせさき銘仙証紙 協同組合名、電話番号、絹100%、長さ、織幅、織元名
本場結城紬卸商協同組合	①本場結城紬登録商標 組合名、所在地 ②検査証 検査機関名 ③品質表示 真綿手紬糸100% ④検査合格証 検査機関名
博多織工業組合	①本場筑前博多織証紙（金、緑、紫、青の4色、4角形）、登録商標、組合名、電話番号、日本製 ②金色マーク（丸型）、登録商標、組合名、電話番号、日本製 ③品質表示、生産者名、製品名
本場大島紬織物協同組合	①登録商標証紙、組合名、本場大島紬検査証、製造者名、品質表示（絹100%、織上げの長さ、織上げ幅）、証紙番号 ②古代染色純泥染証紙、組合名 ③古代染色純植物染証紙、植物名、組合名
本場奄美大島紬協同組合	①登録商標証紙、絹100%、純絹手織物、本場奄美大島紬検査証、製造者名、検査員名、組合名、組合住所 ②古代染色純泥染証紙、組合名 ③古代染色純植物染証紙、組合名
久米島紬事業協同組合	

イ 商標等の大きさ

商標等の大きさは、本場結城紬織物協同組合の27×8cmが最も大きく、小型なものは博多織工業組合の商標証紙2.2×1.2cm、品質表示用証紙2.1×2.7cmで、平均的には5～8cm程度の長方形が多い。めがね型の変形もある。

商標等の素材は、和紙が多く、特殊な用紙も使われている。

商標等の印刷色相、色数は、黒1色から6色まで使用されているが2色程度のものが多い。博多織工業組合では、製品別に証紙の印刷色を変えて4種類作られており、製品の使用素材の種類がわかるようになっている。証紙の地色として伊勢崎織物工業組合は写真を用いている。大部分の組合の証紙に登録商標の図柄が入っている。

商標等の字の大きさは、大きなものでは2cm程度の手書き又は手書風の活字によるも

のが5産地組合で使用している。使用されている活字の大きさは32～6Pまで、製品名、組合名、電話番号などに使い分けされている。

組 合 名	商標等の大きさ	商標等の素材	商標等の色相、色数、字の大きさ
米沢織物工業協同組合			
小千谷織物同業協同組合	① 5 × 6cm ② 10.2 × 5cm ③ 9.3 × 8.6cm ④ 8 × 6cm	洋紙	2色、16.10.8P、活字 2色、21.10P、活字 2色、32.14P、活字 2色、36.12P、手書、 活字
塩沢織物工業協同組合	① 8 × 6 c m ② 16.9 × 5.9 c m ③ 6.1 × 5.9 c m	和紙 和紙 和紙	1色、2 c m手書、活 字9, 7, 6 P 6色、2 c m手書、活 字9,6 P 2色、活字8, 7 P
西陣織工業組合	① 12 × 5.5 c m ② 6 × 2.3 c m ③ 9 × 2 c m	めがね型、洋紙 着尺用、洋紙	5色、1.4cm手書、18P 金、赤の2色、14P 茶1色、12P
桐生織物協同組合	桐生織証紙と伝統 的工芸品の証紙 6.5 × 8.5cm, 4.5 × 6cm, 3 × 4cm	和紙	桐生織証紙黒、1色、 活字12, 10, 8 P
十日町織物工業協同組合	—		
伊勢崎織物工業組合		和紙 シール	絵の写真、1.3cm手書 布の写真、1.6cm手書
本場結城紬卸商協同組合	① 16.5 × 5 c m ② 5.5 × 6 c m ③ 4.9 × 5.8cm	洋紙	登録図柄3色、活字14.7P 登録図柄2色、活字14.7P 登録図柄2色、活字14.7P

	④ 4.7 × 3.4cm	楕円形	2色、32P
博多織工業組合	① 3 × 6cm ② 2.2cm,1.2cm ③ 2.1 × 2.7cm ④ 5.3 × 3.3cm	洋紙 (丸形) (品質表示用) (品質表示用)	5色、手書、活字,7,21P 2色、手書、活字,6,16P 2色、活字,7P 2色、活字,7P
本場大島紬織物協同組合	① 21.7 × 6.2cm ② 8.9 × 6cm ③ 10.6 × 6.1cm	和紙 和紙 和紙	5色、活字,16P,8P 4色、活字,18P,8P 6色、活字,18P,12P,9P
本場奄美大島紬協同組合	① 13 × 5cm ② 8 × 5cm	和紙 和紙	6色、活字,21,10,7P 5色、活字,12,10,7P
久米島紬事業協同組合			

ウ 商標等の貼付方法（シール、タグ等）

商標等の貼付方法は、和装用反物はシールによる貼付が多く、ネクタイなどの洋装品はタグ等によるものが多い。

組 合 名	商標等の貼付方法（シール、タグ等）
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	シール貼付
塩沢織物工業協同組合	シール貼付
西陣織工業組合	シール貼付 タグ（ネクタイ）
桐生織物協同組合	シール貼付

十日町織物工業協同組合	—
伊勢崎織物工業組合	シール貼付
本場結城紬卸商協同組合	シール貼付
博多織工業組合	シール貼付
本場大島紬織物協同組合	シール貼付
本場奄美大島紬協同組合	シール貼付
久米島紬事業協同組合	

8. 同一の用紙に複数の商標等を表示している場合の名称及び内容

同一の用紙に複数の商標等を表示しているものは「該当なし」が6組合と多いが、製品名、登録商標、生産者名の3枚並列としたもの（塩沢織物工業組合）、登録商標証紙（組合名、産地マーク）と伝統的工芸品証紙を表示したもの（桐生織物協同組合）がある。

組 合 名	名 称 及 び 内 容
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	該当なし
塩沢織物工業協同組合	製品名、登録商標、生産者名の3枚並列
西陣織工業組合	該当なし

桐生織物協同組合	桐生織証紙（組合名、産地マーク）と伝統的工芸品証紙
十日町織物工業協同組合	該当なし
伊勢崎織物工業組合	該当なし
本場結城紬卸商協同組合	
博多織工業組合	該当なし
本場大島紬織物協同組合	登録商標証紙と本場大島紬検査証
本場奄美大島紬協同組合	登録商標証紙と本場奄美大島紬検査証
久米島紬事業協同組合	

III 商標等の管理

1. 商標等の管理状況

登録商標の管理状況についてみると、登録商標等の管理規程の有無については、「有る」が4組合、「伝統的工芸品の規定に準ずるもの」が1組合、「無い」が1組合、「検討中」が1組合となっている。商標等管理委員会の設置の有無については、登録商標等の管理規程が「有る」もののうち1組合を除いて3組合が設置している。商標等の使用規程または使用基準の有無については、「有る」ものが3組合、「伝統的工芸品には有るもの」が2組合、「無い」ものが2組合がある。商標等の使用制限の有無については、「有る」ものが2組合、「伝統的工芸品には有るもの」が1組合、「無い」ものが4組合となっている。登録商標等の使用に関する監査の有無については、「有る」ものが4組合、「検討中」が1組合、「無い」ものが2組合ある。商標等の不正使用に関する制裁規定の有無については、「有る」ものが3組合、「無い」ものが2組合、「その都度検討する」ものが1組合、「検討中」が1組合となっている。商標等にナンバーをいれているかについては、「入れている」ものが1組合、「伝統的工芸品にのみ入れている」ものが2組合、「入っていない」ものが4組合となっている。

比較的大きな組合については登録商標等に関する規定類が整備されているが、伝統的工芸品の指定を受けている製品については規定が整備されているが、その他の製品については登録商標等に関する規定類が整備されていない組合も多くなっている。

登録商標等の使用料の有無についてみると、全ての組合が「有料」となっている。使用料の金額は、製品または検査を伴うものなどにより異なり、1枚「4円」から「320円」まで幅がある。西陣、博多の組合は製品により多くの種類に分かれている。検査を伴うも

のについては、検査手数料を含めて1反当たり「300円」、員外が「1,500円」のものがある。

登録商標等に「生産者名を入れている」組合は4組合、「入っていない」組合は3組合となっている。

商標等の管理状況

[○;有る ×;無し]

組 合 名	商 標 等 管 理 規 程 の 有 無	商 標 等 管 理 委 員 会 の 設 置 の 有 無	商 標 等 の 使 用 規 程 ま た は 使 用 基 準 の 有 無	商 標 等 の 使 用 制 限 の 有 無	商 標 等 の 使 用 に 関 す る 監 査 の 有 無	商 標 等 の 不 正 使 用 に 関 す る 制 裁 規 定 の 有 無	商 標 等 に ナ ン バ ー を 入 れ て い る か
米沢織物工業協同組合							
小千谷織物同業協同組合	検討中	検討中	伝 統 的 工 芸 品 は あり	伝 統 的 工 芸 品 は あり	検討中	検討中	×
塩沢織物工業協同組合	○ 伝産品検査に準ずる	○	○	×	○ 企業毎の 生産数量 と使用枚 数を提示	× その都度 検討	伝 ○ 他 ×
西陣織工業組合	○	○	○	○	○	○	○
桐生織物協同組合	特になし (伝産品はあり)	×	×	×	×	×	× (伝産品○)
十日町織物工業協同組合	—	—	—	—	—	—	—
伊勢崎織物工業組合	○	○	○	○	○	○	×
本場結城紬卸商協同組合	×	×	×	×	×	×	×
博多織工業組合	○	○	×	×	○	○	×
本場大島紬織物協同組合	×	×	○	○	○	○	○

本場奄美大島紬協同組合	検査規程あり	×	検査規程あり	○	○	○	○
久米島紬事業協同組合							

2. 商標等の使用料の有無と有料の場合の金額

商標証紙等の使用料の有無についてみると、全組合とも「有料」となっている。金額は、組合員と員外と差をつけているところがある（塩沢織物工業組合、桐生織物協同組合）。金額は、商標証紙一枚当たり単価は「4円」から「100円」が多いが、製品の様態によって「200円」、「300円」などがある。商標証紙の金額単価の刻みを細かく設定している組合（西陣織工業組合）もある。

商標証紙に「生産者名を入れている」組合は4組合、「入っていない」組合が3組合となっている。

商標等の使用料の有無

組 合 名	使用料の有無	有料の場合の金額 (円)	商標等の使用料が無料の場合の財源	生産者名を入れているか
米沢織物工業協同組合				
小千谷織物同業協同組合	有	50円/枚 (伝産品のみ)		入れる
塩沢織物工業協同組合	有	検査手数料 組合員 300円/反 員外 1,500円/反		
西陣織工業組合	有	5,6,10,12,13,18,21,35,50,80,100		入れる
桐生織物協同組合	有	大 60円/枚 中 50円/枚 小 40円/枚	(員外はそれぞれ20円増し)	—
十日町織物工業協同組合	—	—	—	—

伊勢崎織物工業組合	有	200円/枚 100円/枚	—	入れる
本場結城紬卸商協同組合	有			
博多織工業組合	有	4~320円/枚まで27種類 色(金、緑、紫、青)、製品により金額が異なることがある。	—	入れる
本場大島紬織物協同組合	有	—		入れる
本場奄美大島紬協同組合	有	泥染紬経緯緋 1反 891円 緯緋 1反 686円 経緯緋 1疋 1,561円 緯緋 1疋 1,151円	—	—
久米島紬事業協同組合				

IV 「地域ブランド」商標登録に向けての取組状況(06. 4月商法改正に基づく)

2006年4月の商法改正に基づく「地域ブランド」商標登録については関心が高く、「申請中」が4組合、「検討中」が1組合、「なし」が2組合、「様子をみて検討」が1組合となっている。申請内容は、産地の代表的製品、特殊な製品、洋装品など広範囲にわたっている。申請していないところは組合の規模が小規模なところが多い。

「地域ブランド」商標登録に向けての取組状況

組合名	取組状況
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	小千谷縮、小千谷紬 申請中
塩沢織物工業協同組合	他産地及び効果の様子をみて検討する。

西陣織工業組合	3 品目（西陣爪搔本綴織、西陣御召、西陣金襴）申請中
桐生織物協同組合	平成18年8月23日に申請（桐生織物、桐生織） [登録予定製品名] 桐生産の織物、洋服、コート、和服、シ ョール、ネクタイ、マフラー、スカーフ
十日町織物工業協同組合	なし
伊勢崎織物工業組合	
本場結城紬卸商協同組合	申請中
博多織工業組合	平成18年7月申請
本場大島紬織物協同組合	紬織物申請中
本場奄美大島紬協同組合	本場奄美大島紬申請中
久米島紬事業協同組合	

V 日本の絹マーク

1. 日本の絹マークを貼付している製品名

日本の絹マークを貼付している製品は、白生地、先染織物、後染織物、帯などのほかネクタイ、洋装品などとなっている。しかし、今回の調査組合数14のうち日本の絹マークの登録商標使用許可組合数は米沢、小千谷、塩沢、西陣、桐生、十日町の6組合であるが小千谷、塩沢の2組合は流通からの貼付要望がないなどの理由から日本絹マークを使用していない。

現在のところ日本の絹マークの商標使用許諾を申請していない組合も伊勢崎織物工業組合、博多織工業組合、本場結城紬織物協同組合、黄八丈織物協同組合、長野県織物工業組

合、本場大島紬織物協同組合、本場奄美大島紬協同組合、久米島紬事業協同組合の8組合と過半数ある。博多織工業組合は日本の絹マークの商標使用について検討している。

日本の絹マークを貼付している製品名

組 合 名	日本の絹マークを貼付している製品名
米沢織物工業協同組合	先染反物、帯、洋装品
小千谷織物同業協同組合	なし
塩沢織物工業協同組合	先染反物、帯について絹マーク貼付を各社に試験的に依頼したが現在は貼付なし
西陣織工業組合	帯、きもの、ネクタイ、金襴、グッズ類
桐生織物協同組合	白生地、先染反物、後染反物、帯、ショール
十日町織物工業協同組合	白生地、先染反物、後染反物、帯
伊勢崎織物工業組合	なし
本場結城紬織物協同組合	なし
博多織工業組合	なし
本場大島紬織物協同組合	なし
本場奄美大島紬協同組合	なし
久米島紬事業協同組合	

2. 日本の絹マークを貼付していない理由、日本の絹マークに対する意見、要望等

日本の絹マークを貼付していない理由については、2つに大別出来る。1つは流通など販売先からの要望がないこと。他の1つは、貼付するスペースがない。組合員が必要を感じないなどとなっている。

日本の絹マークに対する意見、要望については、他の証紙と同じ用紙に印刷または貼付してスペース、手間を省く、和装用、ファッション用、インテリア等製品区分により日本の絹マークの色、大きさをかえることなどがある。

組 合 名	日本の絹マークを貼付していない理由 日本の絹マークに対する意見、要望等
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	流通から貼付の要望がない
塩沢織物工業協同組合	流通から貼付の希望がない
西陣織工業組合	①マークの色を再検討いただきたい。 ②和装用、ファッション用、インテリアに区分して型などを再検討いただきたい。
桐生織物協同組合	
十日町織物工業協同組合	特にない
伊勢崎織物工業組合	特にない
本場結城紬卸商協同組合	伝統的工芸品、国の無形文化財の指定を受けている。
博多織工業組合	①貼付する証紙等（証紙、品質表示、P L法など）の数が多く、製品によっては貼るスペースがない。

本場大島紬織物協同組合	②組合員が貼付する必要性を感じていない。 大島紬ブランドを守るため、昭和40年代後半から外国紬阻止のため関税陳情等を行っている。
本場奄美大島紬協同組合	①本場奄美大島紬は大島紬連合商標に守られているので現状通りとする。 ②絹マークは小物等に貼付する。
久米島紬事業協同組合	

VI 伝統工芸品伝統証紙の貼付の有無

伝統工芸品伝統証紙の貼付状況についてみると、14組合中 組合が伝統工芸品伝統証紙を貼付している。経済産業大臣指定伝統的工芸品は所定の証紙を貼付することが義務付けられており、産地の評価とブランドが確立している。伝統工芸品伝統証紙に関しては規程関係も整備されており、産地の評価に役立っている。

組 合 名	伝統工芸品伝統証紙の貼付の有無
米沢織物工業協同組合	
小千谷織物同業協同組合	有
塩沢織物工業協同組合	有
西陣織工業組合	有
桐生織物協同組合	
十日町織物工業協同組合	有
伊勢崎織物工業組合	有
本場結城紬織物協同組合	
博多織工業組合	有

本場大島紬織物協同組合	有
本場奄美大島紬協同組合	有
久米島紬事業協同組合	

VII その他（日本絹マークに対する要望、意見等）

西陣織工業組合

- 1 全国産地に依頼し、機関紙、刊行物、パンフレットなどでPRする。
- 2 各産地が行う各種イベントでPRすることを依頼する。
- 3 各産地が新聞、雑誌、TV等で宣伝を行う場合リンクしてPRする事を依頼する。
- 4 協会は新聞、雑誌、TV等で積極的なパブリシティを展開していただきたい。

博多織工業組合

当組合の証紙か品質表示に印刷（又は貼付）できるように小型化して頂きたい。